

令和8年度伊勢茶ブランドリノベーション事業2次公募要領

I 補助制度の内容

(1) 補助金名

伊勢茶ブランドリノベーション事業費補助金

(2) 補助金交付の目的

県内茶生産者の経営安定に向けて、他産地の動静に左右されない販売を実現するため、茶生産者と茶販売事業者が一体となった伊勢茶ブランド力の強化に資する取組を総合的に支援します。

(3) 補助事業の内容

マーケットインの発想で茶販売関連業者とともに定める計画（伊勢茶ブランド活力強化プログラム）に従い、荒茶製造機械の機能向上や被覆栽培の導入など、伊勢茶のブランド力を高める生産体制の強化に係る取組について、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内を補助します。

(4) 補助率（上限額）

補助金額は、補助対象経費の2分の1以内とし、上限金額は伊勢茶ブランドリノベーション事業実施要領第4条3項のとおりとします。

(5) 補助対象者

この事業の実施主体は、県内に主たる事務所を置いて茶卸売業を営む茶商工業者または茶市場開設者、伊勢茶を販売する店舗を有する茶生産者等を代表者として、マーケットイン戦略に基づいた取組「伊勢茶ブランド活力強化プログラム（以下「プログラム」という。）（別紙1）」を策定した団体に所属する農業者等（農業者、農業法人）とします。

2 事業申請手続

(1) 公募期間

令和8年8月21日(金)から令和8年9月30日(水)まで

(2) 提出書類

- ①事業実施主体(農業者等)が、プログラム策定団体代表事業者に提出する書類
 - ・第2号様式
 - ・別紙3 事業実施計画書
 - ・見積書等
- ②プログラム策定団体代表事業者が県に提出する書類
 - ・第1号様式
 - ・別紙1 伊勢茶ブランド活力強化プログラム
 - ・別紙2 ポイント整理表
 - ・別紙3 事業実施主体別の事業実施計画書
 - ・事業実施主体別の見積書等

(3) 提出方法等

- ① 提出期限:令和8年9月30日(水)17時まで(必着)。
- ② 提出方法:Eメール、郵便または民間事業者による信書便のいずれかで、農産園芸課伊勢茶振興班へ提出し、必ず伊勢茶振興班へ電話にて到達をご確認ください。
(TEL:059-224-2543)
- ③ 提出先
 - ・E-mail:nousan@pref.mie.lg.jp
 - ・〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部農産園芸課伊勢茶振興班
- ④ 提出部数:2部(郵便、民間事業者による信書便の場合)

(4) 提出に当たっての注意事項

- ・提出書類は、返還できません。
- ・提出期限までに到着しなかった提出書類は、無効とします。また、提出書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないため、公募要領等を熟読の上、注意して作成してください。
- ・審査後の提出書類の差し替えは認められません。
- ・事業実施計画書等に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- ・応募要件を有しない者が提出した事業実施計画書等は無効とします。
- ・事業実施計画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ・補助金交付対象者の氏名又は名称、取組内容を公開する場合があります。

3 事業実施計画書等の審査及び審査結果の通知

- ・公募終了後、「伊勢茶ブランドリノベーション事業審査採択要領」に基づき、提出されたプログラムおよび事業実施計画書の審査を行い、申請者に対して審査結果の通知を行います。
- ・審査の結果、採択されない場合があります。

4 事業実施に当たっての注意事項等

(1) 事業申請

- ・補助対象となる期間は、交付決定日（又は補助金交付決定前着手日）以降、令和9年2月26日(金)までです。

(2) 事業実施中

- ・事業実施期間中に県職員が取組状況を確認する場合があります。

(3) 事業終了後

- ・事業実施後、実績報告書の提出が必要です。
- ・事業実施後、納品書や領収書等の支出関係資料を確認します。
- ・本事業は会計検査院により実施される会計実地検査の対象となることがあり、その際は関係書類の提示を求められることがあります。補助事業に関する書類は事業完了後5年間（令和14年3月末日まで）必ず保管してください。

※補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合や、補助金を他の用途に使用するなど交付決定の内容及びこれに付けた条件に違反した場合などは補助金の返還を求めます。

5 補助事業者の責務等

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たっては、以下の条件を守っていただく必要があります。

(1) 事業の推進

- ・補助事業者は、事業実施上の運営管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。

(2) 補助金の経理管理

- ・補助事業者は、交付を受けた補助金の管理に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日三重県告示第249号）、農産園芸課関係補助金等交付要領及び伊勢茶ブランドリノベーション事業実施要領に基づき、適正に執行する必要があります。
- ・補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、補助事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にする必要があります。